



担 当	いわき労働基準監督署
	副 署 長 馬場 正博
	第一方面主任監督官 松尾 佑輔
	電話 0 2 4 6 2 3 2 2 5 5

労働安全衛生法違反被疑事件を書類送検

～停止中の機械の誤起動防止及び運転開始時の合図の措置を怠った疑い～

いわき労働基準監督署（署長 伊藤達夫）は、本日、下記の労働安全衛生法違反被疑事件を福島地方検察庁いわき支部に書類送検した。

記

1 被疑者

(1) 株式会社磯上商事^{いそがみしょうじ}

（所在地：福島県いわき市小名浜島字館下17番地、業種：セメント製造業）

(2) 同社 取締役A（40歳・男性）

2 事件の概要

令和5年10月24日、福島県いわき市小名浜に所在する株式会社磯上商事の生コンクリート製造工場において、労働者Bがトロンメル分級機（ミキサー車の水洗清掃時に発生する汚水から砂利等をふるい分ける機械）内に付着した砂利等を除去するため、同機械の運転を停止した状態で同機械内部に身体の一部を入れて作業をしていたところ、作業員Cが、同機械の中にBがいることに気づかずに同機械を稼働させたため、Bが同機械にはさまれ、窒息により死亡するという労働災害が発生した。

Aは、Bに作業を行わせるに当たり、同機械の起動装置に錠を掛け、起動装置に表示板を取り付ける等、B以外の者が同機械を運転させることを防止するための措置を講じなかった疑い。

また、Aは、Cに同機械の運転を開始させるに当たり、合図を行わせなかった疑い。

3 罪名及び罰条

労働安全衛生法違反

同法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第104条第1項（運転開始の合図）

同規則第107条第2項（掃除等の場合の運転停止等）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

4 参考資料

別紙1 関係法令

別紙2 災害発生状況概略図

関係法令

○労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第 20 条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二～三 （略）

(罰則規定)

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 ……第 20 条から第 25 条まで……の規定に違反した者
- 二～三 （略）

(両罰規定)

第 122 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、……第 119 条……の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○厚生労働省令（労働安全衛生規則）

(運転開始の合図)

第 104 条 事業者は、機械の運転を開始する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、一定の合図を定め、合図をする者を指名して、関係労働者に対し合図を行なわせなければならない。

- 2 （略）

(掃除等の場合の運転停止等)

第 107 条 事業者は、機械（刃部を除く。）の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

- 2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

災害発生状況概略図

